

結果の概要

1 令和元年における被疑事件の特色

近年、被疑事件の通常受理人員は減少傾向にあり、令和元年においてもその傾向が見られる。罪種別に前年と比較すると、刑法犯、特別法犯（※1）、自動車による過失致死傷等及び道路交通法等違反とも減少している。

また、少年被疑事件の通常受理人員も同様に減少傾向にあるが、外国人被疑事件（※2）の通常受理人員は、増加傾向にある。

（※1）道路交通法等違反を除く。以下同じ。

（※2）自動車による過失致死傷等及び道路交通法等違反を除く。以下同じ。

2 被疑事件の受理

(1) 通常受理人員（統計表第7，9，10表関係）

令和元年において全国の検察庁で取り扱った被疑事件の通常受理人員の総数は900,752人で、前年に比べると8.5%（84,067人）減少している。

罪種別に対前年比を見る（表1）と、刑法犯は3.8%（7,903人）、特別法犯は2.3%（2,033人）、道路交通法等違反は9.5%（25,337人）それぞれ減少している。

なお、刑法犯のうち、自動車による過失致死傷等の通常受理人員は370,600人で、刑法犯全体の64.7%、総数の41.1%を占めるが、前年に比べると11.6%（48,794人）減少している。

表1 被疑事件の通常受理人員

罪種	人員	構成比 (%)	対前年比 (%)
総数	900,752	100.0	-8.5
刑法犯	202,099	22.4	-3.8
特別法犯	87,868	9.8	-2.3
自動車による過失致死傷等	370,600	41.1	-11.6
道路交通法等違反	240,185	26.7	-9.5

（注）「刑法犯」には自動車による過失致死傷等を含まない。

通常受理人員について、平成26年以降の推移を罪種別に見る（表2）と特別法犯はほぼ横ばいに推移し、刑法犯、自動車による過失致死傷等及び道路交通法等違反は、それぞれ減少している。

表2 通常受理人員の指数の推移

罪種	平成					令和元年
	26年	27年	28年	29年	30年	
総数	100	96	90	85	80	73
刑法犯	100	95	89	85	82	79
特別法犯	100	102	98	98	99	97
自動車による過失致死傷等	100	94	87	82	75	66
道路交通法等違反	100	98	95	88	81	73

（注）1 平成26年を100とする指数である。

2 「刑法犯」には自動車による過失致死傷等を含まない。

(2) 罪名別通常受理人員（統計表第7，9表関係）

令和元年における刑法犯の通常受理人員は572,699人で、前年に比べると9.0%（56,698人）減少している。

主な罪名別（※）に前年と比較する（表3）と、収賄・贈賄（5.5%、6人）、強制わいせつ・強制性交等（1.6%、95人）、公務執行妨害（0.8%、17人）などがそれぞれ増加し、文書偽造（17.6%、479人）、横領・背任（16.1%、1,583人）、賭博・富くじ（10.4%、62人）などがそれぞれ減少している。

（※）刑法犯の罪名区分は、「付録」の「罪名分類一覧表（その1）」の大分類による。ただし、注記のある場合は、それによる。以下同じ。

表3 刑法犯の主な罪名別通常受理人員

罪名	人員	構成比(%)	対前年比(%)
総数	572,699	100.0	-9.0
公務執行妨害	2,026	0.4	0.8
放火	811	0.1	-8.7
住居侵入	5,975	1.0	0.1
文書偽造	2,240	0.4	-17.6
強制わいせつ・強制性交等	5,878	1.0	1.6
賭博・富くじ	533	0.1	-10.4
収賄・贈賄	116	0.0	5.5
殺人	1,381	0.2	-3.0
傷害	36,560	6.4	-3.2
自動車による過失致死傷等	370,600	64.7	-11.6
窃盗	87,797	15.3	-4.1
強盗	2,379	0.4	-1.7
詐欺	14,813	2.6	-9.8
恐喝	2,096	0.4	-8.7
横領・背任	8,257	1.4	-16.1
盗品等関係	794	0.1	-7.8
毀棄・隠匿	7,967	1.4	-1.9
暴力行為等処罰に関する法律	1,811	0.3	-0.4
その他の刑法犯	20,665	3.6	6.3

(注) 「文書偽造」には刑法第2編第17章に規定する全部の罪を、「殺人」には同第26章に規定する全部の罪を、「強盗」には強盗致死傷及び強盗・強制性交等をそれぞれ含む。

令和元年における特別法犯の通常受理人員は87,868人で、前年に比べると2.3%(2,033人)減少している。

主な罪名別に前年と比較する(表4)と、不正アクセス行為の禁止等に関する法律(35.7%, 60人)、貸金業法(27.8%, 25人)、出入国管理及び難民認定法(15.0%, 885人)などがそれぞれ増加し、インターネット異性紹介事業を利用して児童を誘引する行為の規制等に関する法律(28.3%, 17人)、著作権法(23.5%, 72人)、出資の受入れ、預り金及び金利等の取締りに関する法律(18.7%, 53人)などがそれぞれ減少している。

表4 特別法犯の主な罪名別通常受理人員

罪名	人員	構成比(%)	対前年比(%)
総数	87,868	100.0	-2.3
風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律	1,904	2.2	-13.5
銃砲刀剣類所持等取締法	5,793	6.6	-0.7
売春防止法	527	0.6	-6.1
児童買春、児童ポルノに係る行為等の規制及び処罰並びに児童の保護等に関する法律	3,397	3.9	-5.0
ストーカー行為等の規制等に関する法律	859	1.0	5.4
インターネット異性紹介事業を利用して児童を誘引する行為の規制等に関する法律	43	0.0	-28.3
配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律	75	0.1	7.1
著作権法	234	0.3	-23.5
廃棄物の処理及び清掃に関する法律	7,043	8.0	-1.2
金融商品取引法	57	0.1	11.8
出資の受入れ、預り金及び金利等の取締りに関する法律	231	0.3	-18.7
貸金業法	115	0.1	27.8
不正競争防止法	100	0.1	8.7
不正アクセス行為の禁止等に関する法律	228	0.3	35.7
出入国管理及び難民認定法	6,798	7.7	15.0
その他の特別法犯	60,464	68.8	-3.6

なお、令和元年における薬事関係事犯の通常受理人員を前年と比較すると、大麻取締法(17.2%, 917人)、国際的な協力の下に規制薬物に係る不正行為を助長する行為等の防止を図るための麻薬及び向精神薬取締法等の特例等に関する法律(以下「麻薬特例法」という。)(37.0%, 172人)はそれぞれ増加し、麻薬及び向精神薬取締法(4.2%, 44人)、あへん法(25.0%, 1人)、覚せい剤取締法(15.9%, 2,518人)はそれぞれ減少している。

平成26年以降の麻薬、覚せい剤等の薬事関係事犯の通常受理人員の推移は表5のとおりである。

表5 薬事関係事犯の通常受理人員の推移

罪名	平成26年	27年	28年	29年	30年	令和元年
大麻取締法	2,917 (100)	3,383 (116)	3,872 (133)	4,540 (156)	5,338 (183)	6,255 (214)
麻薬及び向精神薬取締法	854 (100)	1,004 (118)	971 (114)	976 (114)	1,044 (122)	1,000 (117)
覚せい剤取締法	17,633 (100)	17,979 (102)	17,070 (97)	16,057 (91)	15,843 (90)	13,325 (76)
あへん法	26 (100)	6 (23)	9 (35)	13 (50)	4 (15)	3 (12)
麻薬特例法	429 (100)	477 (111)	451 (105)	426 (99)	465 (108)	637 (148)

(注) () 内の数は、平成26年を100とする指数である。

3 被疑事件の処理

(1) 既済及び未済の人員 (統計表第8, 9, 10表関係)

令和元年において全国の検察庁で既済となった被疑事件の人員(※)の総数は908,032人で、未済となった被疑事件の人員の総数は18,900人である。前年と比べると、既済人員は8.9%(89,028人)と減少し、未済人員は8.8%(1,524人)と増加している。罪種別に前年と比較する(表6)と、既済人員については、刑法犯(4.5%, 9,471人)、特別法犯(3.2%, 2,959人)、自動車による過失致死傷等(11.9%, 50,233人)、道路交通法等違反(9.7%, 26,365人)とそれぞれ減少している。未済人員については、刑法犯(5.5%, 454人)、特別法犯(9.9%, 288人)、自動車による過失致死傷等(12.5%, 469人)、道路交通法等違反(12.9%, 313人)とそれぞれ増加している

(※) 時効再起事件の人員(2人)及び他の検察庁に送致したことにより既済となった人員を除く。以下同じ。

表6 被疑事件の既済人員及び未済人員

罪種	既済人員	構成比(%)	対前年比(%)	未済人員	構成比(%)	対前年比(%)
総数	908,032	100.0	-8.9	18,900	100.0	8.8
刑法犯	202,687	22.3	-4.5	8,749	46.3	5.5
特別法犯	89,385	9.8	-3.2	3,183	16.8	9.9
自動車による過失致死傷等	371,022	40.9	-11.9	4,226	22.4	12.5
道路交通法等違反	244,938	27.0	-9.7	2,742	14.5	12.9

(注) 「刑法犯」には自動車による過失致死傷等を含まない。

また、令和元年における受理人員(旧受及び新受)総数(1,063,177人)に対する未済人員(18,900人)の割合は1.8%で、前年と比較して0.3ポイント上昇している。

令和元年の既済率は、総数は98.0%で、前年と比較して0.3ポイント低下している。

平成26年以降の既済率の推移は表7のとおりである。

表7 既済率の推移

罪種	平成26年	27年	28年	29年	30年	令和元年
総数	98.5	98.4	98.3	98.1	98.3	98.0
刑法犯	96.7	96.3	96.1	95.9	96.2	95.9
特別法犯	96.8	96.5	96.5	96.3	97.0	96.6
自動車による過失致死傷等	99.2	99.2	99.1	99.0	99.1	98.9
道路交通法等違反	99.2	99.3	99.2	99.0	99.1	98.9

(注) 1 「刑法犯」には自動車による過失致死傷等を含まない。

2 既済率は、以下により算出した。

$$\frac{\text{既済人員数 (「他の検察庁に送致」を除く。)}}{\text{既済人員数 (「他の検察庁に送致」を除く。) + 未済人員数}} \times 100$$

(2) 既済事由別人員（統計表第8，9，10表関係）

令和元年における既済人員について既済事由別に見ると、前年に比べ、起訴は282,844人で8.4%（25,877人）、不起訴は576,677人で8.8%（55,646人）それぞれ減少している。

平成26年以降の既済事由別人員の構成比の推移は表8のとおりである。

表8 既済事由別人員の構成比の推移

既 済 事 由	平成					令和
	26年	27年	28年	29年	30年	元年
総 数	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0
起 訴	30.3	31.1	31.3	31.0	31.0	31.1
公 判 請 求	7.3	7.8	7.8	7.9	8.4	8.9
略 式 命 令 請 求	23.0	23.4	23.5	23.1	22.6	22.2
不 起 訴	62.1	62.0	62.3	63.1	63.4	63.5
そ の 他	7.6	6.8	6.3	5.9	5.6	5.3

（注）「その他」は、中止処分及び家庭裁判所送致である。

令和元年において不起訴にした人員について、不起訴の種類別構成比を前年と比較して見ると、起訴猶予は89.1%で0.8ポイント低下しており、嫌疑不十分は7.8%で0.6ポイント、その他は3.1%で0.2ポイントそれぞれ上昇した。

令和元年において刑法犯で起訴された人員のうち、公判請求の割合は、自動車による過失致死傷等を除く刑法犯では70.8%で、自動車による過失致死傷等は10.7%である。

なお、刑法犯で起訴された人員の公判請求及び略式命令請求の構成比について、平成26年以降の推移を見る（表9）と、公判請求の割合は、刑法犯では、同30年から増加傾向にある。

表9 刑法犯における公判請求人員と略式命令請求人員の構成比の推移

区 分	平成					令和	
	26年	27年	28年	29年	30年	元年	
刑 法 犯	公 判 請 求	45.0	46.1	45.7	45.4	46.2	46.9
	略 式 命 令 請 求	55.0	53.9	54.3	54.6	53.8	53.1
自動車による過失致死傷を除く刑法犯	公 判 請 求	70.1	70.8	70.2	70.1	70.7	70.8
	略 式 命 令 請 求	29.9	29.2	29.8	29.9	29.3	29.2
自動車による過失致死傷等	公 判 請 求	10.0	10.8	10.7	10.7	11.1	10.7
	略 式 命 令 請 求	90.0	89.2	89.3	89.3	88.9	89.3

(3) 被疑者の年齢（統計表第47，48表関係）

令和元年において刑法犯（自動車による過失致死傷等を除く。）で起訴又は起訴猶予にした被疑者について、犯時年齢層別にその構成比を比較すると、20歳～24歳が最大となっている。

犯時年齢層別構成比について、平成26年以降の推移を見る（表10）と、20歳～24歳は、同30年に増加に転じたものの、令和元年には0.2ポイント低下している。なお、50歳～54歳の構成比は、増加する傾向が見られる。

表10 起訴又は起訴猶予処分に付した刑法犯における犯時年齢層別構成比の推移

年 齢	平成					令和元年		
	26年	27年	28年	29年	30年	総数	男	女
総 数	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0
14～17歳	0.1	0.1	0.1	0.0	0.1	0.0	0.0	0.0
18・19歳	0.9	0.9	0.7	0.7	0.9	0.8	0.9	0.5
20～24歳	13.0	12.9	12.9	12.7	13.5	13.3	13.9	10.3
25～29歳	10.9	10.9	11.0	10.8	10.8	10.8	11.1	9.0
30～34歳	10.5	10.6	10.5	10.8	10.1	10.1	10.2	9.1
35～39歳	10.7	10.4	10.2	10.3	9.9	10.0	10.1	9.4
40～44歳	11.2	10.9	10.9	10.9	9.9	10.2	10.1	10.5
45～49歳	9.1	9.3	9.6	10.1	9.9	10.2	10.1	10.6
50～54歳	7.0	7.3	7.3	7.6	7.8	7.9	7.9	8.1
55～59歳	6.1	6.0	5.9	6.0	6.0	6.2	6.2	6.1
60～64歳	6.3	6.0	5.6	5.3	5.1	5.0	5.1	4.8
65～69歳	5.4	5.6	6.0	5.9	5.7	5.3	5.3	5.5
70歳以上	8.8	9.1	9.3	8.8	10.2	10.1	9.1	16.0

(4) 起訴率（統計表第8，9，10表関係）

令和元年において起訴した人員は282,844人である。罪種別に見ると、刑法犯は68,056人で、起訴した人員の24.1%，特別法犯は42,512人で同15.0%，自動車による過失致死傷等は44,805人で同15.8%，道路交通法等違反は127,471人で同45.1%である。

令和元年の起訴率は32.9%である。

平成26年以降の起訴率の推移を罪種別に見る（表11）と、自動車による過失致死傷等は緩やかな増加傾向にあるが、道路交通法等違反は減少を続けており、同26年から8.1ポイント低下している。

表11 起訴率の推移

罪種	平成					令和元年
	26年	27年	28年	29年	30年	
総数	32.8	33.4	33.4	32.9	32.8	32.9
刑法犯	38.5	39.1	38.2	37.5	37.1	38.2
特別法犯	53.2	53.3	52.4	51.5	50.9	49.3
自動車による過失致死傷等	10.2	10.6	10.9	11.1	11.6	12.4
道路交通法等違反	62.5	61.6	60.2	58.9	56.9	54.4

(注) 1 「刑法犯」には自動車による過失致死傷等を含まない。
2 起訴率は、以下により算出した。

$$\frac{\text{起訴人員数}}{\text{起訴人員数} + \text{不起訴人員数}} \times 100$$

刑法犯の主な罪名別起訴率について、平成26年以降の推移を見る（表12）と、同26年から収賄・贈賄（26.8ポイント），放火（13.2ポイント），強制わいせつ・強制性交等（9.2ポイント），暴力行為等処罰に関する法律（8.4ポイント）などが大幅に低下している。

表12 刑法犯の主な罪名別起訴率の推移

罪名	平成					令和元年
	26年	27年	28年	29年	30年	
公務執行妨害	56.4	54.8	55.8	50.8	47.4	53.5
放火	45.7	43.9	37.3	35.2	35.6	32.5
住居侵入	40.2	39.0	41.7	40.9	40.6	40.0
文書偽造	45.3	38.3	43.7	38.4	37.5	39.5
強制わいせつ・強制性交等	43.4	41.1	39.1	36.6	35.6	34.2
賭博・富くじ	44.1	46.8	55.1	52.0	44.3	66.7
収賄・贈賄	83.9	88.5	88.7	72.4	89.0	57.1
殺人	34.6	33.4	30.8	28.7	29.5	33.6
傷害	37.2	36.0	34.1	32.5	32.3	32.8
自動車による過失致死傷等	10.2	10.6	10.9	11.1	11.6	12.4
窃盗	42.1	42.3	41.0	41.0	41.1	43.2
強盗	53.3	49.1	52.4	52.6	55.9	47.8
詐欺	55.0	57.2	56.2	58.5	56.7	57.0
恐喝	35.4	32.4	33.8	31.7	30.2	32.4
横領・背任	17.9	18.7	16.7	17.3	17.0	20.2
盗品等関係	28.4	30.1	24.7	21.7	22.3	22.5
毀棄・隠匿	24.3	22.4	22.1	20.0	20.9	22.2
暴力行為等処罰に関する法律	45.1	43.6	41.8	37.9	36.4	36.7

(注) 「文書偽造」には刑法第2編第17章に規定する全部の罪を，「殺人」には同第26章に規定する全部の罪を，「強盗」には強盗致死傷及び強盗・強制性交等をそれぞれ含む。

(5) 処理期間（統計表第30，31表関係）

令和元年において既済となった被疑事件（※1）の処理期間（※2）について、その期間別人員の構成比を罪種別に見る（表13）と、被疑事件を受理後15日以内に処理した割合は、刑法犯44.4%，特別法犯44.1%，総数44.3%であり、1月以内までに処理した割合は、刑法犯74.1%，特別法犯73.0%，総数73.7%である。

さらに、2月以内までに処理した割合を見ると、刑法犯、特別法犯、総数とも87.4%である。

- (※1) 他の検察庁に送致したことにより既済となった事件を含み、自動車による過失致死傷等及び道路交通法等違反を含まない。
 (※2) 検察庁において事件を受理した日から処理が既済となった日までの期間

表13 被疑事件の処理期間別人員

罪種	総数	15日以内	1月以内	2月以内	3月以内	6月以内	1年以内	2年以内	2年を超える
総数	339,618	150,436	99,901	46,384	18,853	19,668	3,962	382	32
	(100.0)	(44.3)	(29.4)	(13.7)	(5.6)	(5.8)	(1.2)	(0.1)	(0.0)
刑法犯	228,904	101,645	67,922	30,382	12,260	13,425	2,936	312	22
	(100.0)	(44.4)	(29.7)	(13.3)	(5.4)	(5.9)	(1.3)	(0.1)	(0.0)
特別法犯	110,714	48,791	31,979	16,002	6,593	6,243	1,026	70	10
	(100.0)	(44.1)	(28.9)	(14.5)	(6.0)	(5.6)	(0.9)	(0.1)	(0.0)

(注) () 内は、総数に対する構成比である。

4 少年被疑事件

(1) 通常受理人員 (統計表第27表関係)

令和元年における少年被疑事件の通常受理人員は50,074人で、前年に比べると12.4% (7,117人) 減少している。

罪種別に前年と比較して見る (表14) と、刑法犯は13.5% (3,928人)、自動車による過失致死傷等は17.6% (2,224人)、道路交通法等違反は10.8% (1,324人) それぞれ減少し、特別法犯は11.8% (359人) 増加している。

また、男女別構成比では、男性が83.4%を占めている。前年に比べると、男性は12.7% (6,070人)、女性は11.2% (1,047人) それぞれ減少している。

表14 少年被疑事件の通常受理人員

罪種	人員	構成比 (%)	対前年比 (%)
総数	50,074	100.0	-12.4
刑法犯	25,244	50.4	-13.5
特別法犯	3,412	6.8	11.8
自動車による過失致死傷等	10,440	20.8	-17.6
道路交通法等違反	10,978	21.9	-10.8
男	41,756	83.4	-12.7
女	8,318	16.6	-11.2

(注) 「刑法犯」には自動車による過失致死傷等を含まない。

少年被疑事件の通常受理人員について、平成26年以降の推移を罪種別に見る (表15) と、特別法犯を除いた罪種で減少傾向が認められ、刑法犯は同26年から半減しており、また、男女別に見ると男女とも同26年から半減している。

表15 少年被疑事件の通常受理人員の指数の推移

罪種	平成26年	27年	28年	29年	30年	令和元年
総数	100	86	76	67	60	52
刑法犯	100	81	66	58	52	45
特別法犯	100	114	123	128	134	149
自動車による過失致死傷等	100	90	86	77	66	55
道路交通法等違反	100	95	89	78	70	63
男	100	87	77	67	60	52
女	100	81	70	65	59	52

- (注) 1 平成26年を100とする指数である。
 2 「刑法犯」には自動車による過失致死傷等を含まない。

(2) 罪名別通常受理人員 (統計表第27表関係)

令和元年における少年被疑事件について、刑法犯の通常受理人員を主な罪名別 (※) に見る (表16) と、前年に比べて、

殺人（68.6%，24人），強制わいせつ・強制性交等（3.1%，17人）が増加したが，詐欺（34.0%，556人），公務執行妨害（29.7%，43人）などが減少するなど，全般的に減少していることが認められる。

（※）刑法犯の罪名区分は，「付録」の「罪名分類一覧表（その2）」による。ただし，注記のある場合は，それによる。
以下少年被疑事件の項において同じ。

表16 少年被疑事件の刑法犯の主な罪名別通常受理人員

罪 名	人 員	構成比(%)	対前年比(%)
総 数	35,684	100.0	-14.7
公 務 執 行 妨 害	102	0.3	-29.7
放 火	34	0.1	-20.9
住 居 侵 入	810	2.3	-18.6
文 書 偽 造	85	0.2	-10.5
強 制 わ い せ つ ・ 強 制 性 交 等	559	1.6	3.1
殺 人	59	0.2	68.6
傷 害	3,299	9.2	-4.0
自 動 車 に よ る 過 失 致 死 傷 等	10,440	29.3	-17.6
窃 盗	13,374	37.5	-15.3
強 盗	305	0.9	-16.0
詐 欺	1,080	3.0	-34.0
恐 喝	504	1.4	-1.8
横 領 ・ 背 任	2,190	6.1	-19.3
盗 品 等 関 係	342	1.0	-13.0
暴 力 行 為 等 処 罰 に 関 す る 法 律	144	0.4	-14.3
そ の 他 の 刑 法 犯	2,357	6.6	2.5

（注）「文書偽造」には刑法第2編第17章に規定する全部の罪を，「殺人」には同第26章に規定する全部の罪を，「強制わいせつ・強制性交等」には強制わいせつ致死傷・強制性交等致死傷を，「強盗」には強盗致死傷及び強盗・強制性交等をそれぞれ含む。

また，特別法犯のうち，薬事関係事犯の通常受理人員を罪名別に前年と比較して見ると，麻薬及び向精神薬取締法は65人で66.7%（26人），大麻取締法は751人で32.7%（185人），覚せい剤取締法は131人で11.0%（13人）それぞれ増加しており，毒物及び劇物取締法は2人で71.4%（5人）減少している。

(3) 全被疑者中に占める少年被疑者の割合（統計表第7，9，10，27表関係）

令和元年における全被疑者（少年，成人及び法人の全被疑者をいう。）の通常受理人員中に占める少年被疑者の割合は5.1%で，前年に比べ，0.7ポイント低下している。

全被疑者中に占める少年被疑者の比率について，平成26年以降の推移を罪種別に比較する（表17）と，特別法犯は同26年から増加しているものの，全般的に減少傾向が認められ，刑法犯は同26年から10.1ポイント低下している。

表17 全被疑者に占める少年被疑者の比率の推移

罪 種	平成 26年	27年	28年	29年	30年	令和 元年
総 数	7.7	7.0	6.5	6.1	5.8	5.1
刑 法 犯	22.1	19.0	16.6	15.0	13.9	12.0
特 別 法 犯	2.5	2.8	3.1	3.3	3.4	3.8
自 動 車 に よ る 過 失 致 死 傷 等	3.4	3.3	3.4	3.2	3.0	2.5
道 路 交 通 法 等 違 反	5.3	5.2	5.0	4.8	4.6	4.1

（注）「刑法犯」には自動車による過失致死傷等を含まない。

令和元年における刑法犯の通常受理人員について，少年と成人の構成比を主な罪名別に見る（表18）と，前年と比較して少年被疑者の占める割合が増加している罪名は，殺人（1.8ポイント），恐喝（1.7ポイント）などであり，減少している罪名は，住居侵入（3.1ポイント），詐欺（2.7ポイント）などである。

表18 刑法犯の少年・成人別被疑者の構成比

罪名	少年	成人
総数	6.2	93.8
公務執行妨害	5.0	95.0
放火	4.2	95.8
住居侵入	13.6	83.4
文書偽造	3.8	96.2
強制わいせつ・強制性交等	9.5	90.5
殺人	4.3	95.7
傷害	9.0	91.0
自動車による過失致死傷等	2.8	97.2
窃盗	15.2	84.8
強盗	12.8	87.2
詐欺	7.3	92.7
恐喝	24.0	76.0
横領・背任	26.5	73.5
盗品等関係	43.1	56.9
暴力行為等処罰に関する法律	8.0	92.0
その他の刑法犯	8.0	92.0

(注) 「文書偽造」には刑法第2編第17章に規定する全部の罪を、「殺人」には同第26章に規定する全部の罪を、「強制わいせつ・強制性交等」には強制わいせつ致死傷・強制性交等致死傷を、「強盗」には強盗致死傷及び強盗・強制性交等をそれぞれ含む。

(4) 少年被疑事件の年齢別人員 (統計表第27表関係)

令和元年における刑法犯に係る少年被疑事件について、年齢別通常受理人員を見る(表19)と、前年に比べて、14・15歳は22.5%(1,736人)、16・17歳は10.6%(1,794人)、18・19歳は11.0%(3,587人)とそれぞれ減少している。

表19 刑法犯に係る少年被疑事件の年齢別通常受理人員

年齢	人員	構成比 (%)	対前年比 (%)
総数	50,074	100.0	-12.4
14・15歳	5,991	12.0	-22.5
16・17歳	15,121	30.2	-10.6
18・19歳	28,962	57.8	-11.0

刑法犯に係る少年被疑事件の通常受理人員について、平成26年以降の年齢別構成比の推移を見る(表20)と、14・15歳の割合は減少傾向にあるが、16・17歳は同30年から増加傾向にあり、18・19歳の割合は同26年以降増加し続けている。

表20 少年被疑事件の刑法犯通常受理人員の年齢別構成比の推移

年齢	平成					令和元年
	26年	27年	28年	29年	30年	
総数	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0
14・15歳	27.2	23.4	20.1	18.5	16.0	12.0
16・17歳	30.0	30.2	28.7	28.2	29.6	30.2
18・19歳	42.8	46.5	51.2	53.3	54.4	57.8

5 外国人被疑事件

(1) 通常受理人員 (統計表第15, 16, 21, 22表関係)

令和元年における外国人被疑事件(自動車による過失致死傷等及び道路交通法等違反を除く。以下同じ。)の通常受理人

員は20,821人で、前年に比べると4.5%（891人）増加している。

罪種別に対前年比を見る（表21）と、刑法犯は1.1%（116人）減少し、特別法犯は10.3%（1,007人）増加している。

表21 外国人被疑事件の通常受理人員

罪種	人員	構成比 (%)	対前年比 (%)
総数	20,821	100.0	4.5
刑法犯	10,020	48.1	-1.1
特別法犯	10,801	51.9	10.3

令和元年における外国人被疑事件について、通常受理人員が多い国籍別に見る（表22）と、中国、ベトナム、韓国・朝鮮、フィリピンが上位を占める。

前年に比べると、スリランカ（49.5%、107人）、タイ（41.4%、230人）、インドネシア（21.8%、47人）などがそれぞれ増加し、ペルー（15.0%、66人）、韓国・朝鮮（11.3%、382人）などがそれぞれ減少している。

表22 国籍別通常受理人員

国籍	人員	構成比 (%)	対前年比 (%)
総数	20,821	100.0	4.5
中国	5,406	26.0	1.0
ベトナム	4,584	22.0	12.9
韓国・朝鮮	2,985	14.3	-11.3
フィリピン	1,213	5.8	-7.5
ブラジル	1,177	5.7	8.4
タイ	785	3.8	41.4
アメリカ合衆国	558	2.7	14.6
インドネシア	263	1.3	21.8
ペルー	373	1.8	-15.0
スリランカ	323	1.6	49.5
その他	3,154	15.1	16.1

令和元年における来日外国人被疑事件の通常受理人員は16,204人で、前年から1,030人増加している。

罪種別に対前年比を見る（表23）と、刑法犯は1.6%（110人）減少し、特別法犯は14.0%（1,140人）増加している。

また、令和元年における外国人被疑事件の通常受理人員中に占める来日外国人の割合は77.8%で、前年に比べると1.7ポイント上昇しており、罪種別では、刑法犯は69.1%で0.3ポイント低下し、特別法犯は86.0%で2.8ポイント上昇している。

表23 来日外国人被疑事件の通常受理人員

罪種	人員	構成比 (%)	対前年比 (%)	外国人被疑事件中に占める割合 (%)
総数	16,204	100.0	6.8	77.8
刑法犯	6,920	42.7	-1.6	69.1
特別法犯	9,284	57.3	14.0	86.0

令和元年における来日外国人被疑事件について、通常受理人員が多い国籍別に見る（表24）と、ベトナム、中国、韓国・朝鮮、フィリピンなどが上位を占める。

前年に比べると、インドネシア（53.4%、135人）、スリランカ（53.2%、107人）、タイ（43.2%、216人）などがそれぞれ増加し、マレーシア（22.2%、78人）、韓国・朝鮮（13.7%、154人）、フィリピン（7.5%、73人）などがそれぞれ減少している。

表24 来日外国人国籍別通常受理人員

国 籍	人 員	構成比 (%)	対前年比 (%)	外国人被疑事件中に占める割合 (%)
総 数	16,204	100.0	6.8	77.8
ベ ト ナ ム	4,490	27.7	12.8	83.1
中 国	4,433	27.4	2.7	96.7
韓 国 ・ 朝 鮮	967	6.0	-13.7	32.4
フ ィ リ ピ ン	904	5.6	-7.5	74.5
ブ ラ ジ ル	810	5.0	2.1	68.8
タ イ	716	4.4	43.2	91.2
イ ン ド ネ シ ア	388	2.4	53.4	104.0
ア メ リ カ 合 衆 国	326	2.0	13.6	58.4
ス リ ラ ン カ	308	1.9	53.2	95.4
マ レ ー シ ア	273	1.7	-22.2	103.8
そ の 他	2,589	16.0	8.2	82.1

(2) 罪名別通常受理人員 (統計表第16, 22表関係)

令和元年における外国人被疑事件の通常受理人員を主な罪名別に見る(表25)と、前年に比べると、刑法犯では、詐欺(37.2%, 220人)、住居侵入(22.2%, 62人)、暴力行為等処罰に関する法律(14.9%, 15人)などが増加し、賭博・富くじ(36.4%, 8人)、横領・背任(27.6%, 103人)、強盗(20.1%, 34人)などが減少している。特別法犯では、関税法(36.7%, 112人)、出入国管理及び難民認定法(17.9%, 943人)、大麻取締法違反(17.3%, 60人)などが増加したほか、風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律(20.4%, 99人)、麻薬及び向精神薬取締法(18.8%, 46人)、銃砲刀剣類所持等取締法(4.6%, 13人)などが減少している。

構成比で見ると、出入国管理及び難民認定法が29.9%と最も高く、次いで窃盗が20.0%を占めている。

表25 外国人被疑事件の主な罪名別通常受理人員

罪 名	人 員	構成比 (%)	対前年比 (%)
総 数	20,821	100.0	4.5
刑 法 犯	10,020	48.1	-1.1
公 務 執 行 妨 害	122	0.6	8.9
住 居 侵 入	341	1.6	22.2
文 書 偽 造	230	1.1	-3.4
強 制 わ い せ つ ・ 強 制 性 交 等	264	1.3	-2.9
賭 博 ・ 富 く じ	14	0.1	-36.4
殺 人	82	0.4	12.3
傷 害	2,076	10.0	2.0
窃 盗	4,156	20.0	-3.8
強 盗	135	0.6	-20.1
詐 欺	812	3.9	37.2
恐 喝	56	0.3	7.7
横 領 ・ 背 任	270	1.3	-27.6
盗 品 等 関 係	72	0.3	-10.0
暴 力 行 為 等 処 罰 に 関 す る 法 律	116	0.6	14.9
そ の 他 の 刑 法 犯	1,274	6.1	-10.2
特 別 法 犯	10,801	51.9	10.3
風 俗 営 業 等 の 規 制 及 び 業 務 の 適 正 化 等 に 関 す る 法 律	386	1.9	-20.4
銃 砲 刀 剣 類 所 持 等 取 締 法	269	1.3	-4.6
売 春 防 止 法	71	0.3	10.9
大 麻 取 締 法	407	2.0	17.3
麻 薬 及 び 向 精 神 薬 取 締 法	199	1.0	-18.8
覚 せ い 剤 取 締 法	1,004	4.8	4.4
あ ん 法	1	0.0	-50.0
関 税 法	417	2.0	36.7
出 入 国 管 理 及 び 難 民 認 定 法	6,224	29.9	17.9
そ の 他 の 特 別 法 犯	1,823	8.8	0.1

(注) 「文書偽造」には刑法第2編第17章に規定する全部の罪を、「殺人」には同第26章に規定する全部の罪を、「強盗」には強盗致死傷及び強盗・強制的性交等をそれぞれ含む。

令和元年における全被疑者の通常受理人員（289,967人、自動車による過失致死傷等及び道路交通法等違反を除く。）に占める外国人被疑者の割合は7.2%で、前年に比べると、0.6ポイント上昇している。

罪名別に外国人被疑者の割合を見ると、刑法犯では、文書偽造（10.3%）、盗品等関係（9.1%）、暴力行為等処罰に関する法律（6.4%）などが、特別法犯では、出入国管理及び難民認定法（91.6%）、関税法（54.8%）などが高い割合を示している。

令和元年における来日外国人被疑事件の通常受理人員を主な罪名別に前年と比較して見る（表26）と、刑法犯では、詐欺（66.2%、241人）、恐喝（53.3%、8人）、住居侵入（27.3%、59人）などが増加し、横領・背任（34.7%、93人）、強盗（26.4%、32人）などが減少している。特別法犯では、売春防止法（92.3%、24人）、関税法（47.6%、127人）、出入国管理及び難民認定法（18.7%、960人）などが増加し、風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（21.7%、69人）、麻薬及び向精神薬取締法（19.2%、37人）などが減少している。

表26 来日外国人被疑事件の主な罪名別通常受理人員

罪名	人数	構成比 (%)	対前年比 (%)
総数	16,204	100.0	6.8
刑法犯	6,920	42.7	-1.6
公務執行妨害	68	0.4	-5.6
住居侵入	275	1.7	27.3
文書偽造	200	1.2	-5.7
強制わいせつ・強制性交等	199	1.2	-3.9
賭博・富くじ	7	0.0	-12.5
殺人	58	0.4	11.5
傷害	1,246	7.7	1.1
窃盗	2,938	18.1	-4.5
強盗	89	0.5	-26.4
詐欺	605	3.7	66.2
恐喝	23	0.1	53.3
横領・背任	175	1.1	-34.7
盗品等関係	55	0.3	-5.2
暴力行為等処罰に関する法律	75	0.5	17.2
その他の刑法犯	907	5.6	-14.8
特別法犯	9,284	57.3	14.0
風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律違反	249	1.5	-21.7
銃砲刀剣類所持等取締法	163	1.0	-3.0
売春防止法	50	0.3	92.3
大麻取締法	268	1.7	12.6
麻薬及び向精神薬取締法	156	1.0	-19.2
覚せい剤取締法	711	4.4	11.6
あへん法	1	0.0	-50.0
関税法	394	2.4	47.6
出入国管理及び難民認定法	6,097	37.6	18.7
その他の特別法犯	1,195	7.4	3.2

（注）「文書偽造」には刑法第2編第17章に規定する全部の罪を、「殺人」には同第26章に規定する全部の罪を、「強盗」には強盗致死傷及び強盗・強制性交等をそれぞれ含む。

令和元年における外国人被疑事件の通常受理人員に占める来日外国人の割合を主な罪名別に見ると、刑法犯では、文書偽造（87.0%）、住居侵入（80.6%）、盗品等関係（76.4%）などが、特別法犯では、出入国管理及び難民認定法（98.0%）、関税法（94.5%）などが高い割合を示している。

6 被疑者の逮捕・勾留

(1) 逮捕（統計表第41、43表関係）

令和元年に既済となった被疑事件（※）の人員のうち、逮捕された者は111,402人で、前年に比べると4.8%（5,614人）減少し、同元年に逮捕された者の既済となった被疑事件の人員に占める割合は38.5%で前年より0.3ポイント低下した。

（※）自動車による過失致死傷等及び道路交通法等違反を除く。以下同じ。

罪種別に対前年比を見る（表27）と、逮捕された者の人員は、刑法犯は5.1%（4,344人）、特別法犯は4.0%（1,270人）

減少している。また、逮捕された者の割合は、刑法犯は39.9%で前年より0.2ポイント低下し、特別法犯は35.3%で前年より0.3ポイント低下している。

表27 逮捕・不逮捕別人員

罪 種	総 数	逮捕された者			逮捕されなかった者		
		人 員	総数に対する割合(%)	対前年比(%)	人 員	総数に対する割合(%)	対前年比(%)
総 数	289,399	111,402	38.5	-4.8	177,997	61.5	-3.6
刑 法 犯	202,641	80,797	39.9	-5.1	121,844	60.1	-4.1
特 別 法 犯	86,758	30,605	35.3	-4.0	56,153	64.7	-2.6

既済となった被疑事件の逮捕・不逮捕別人員構成比について、平成26年以降の推移を見ると表28のとおりである。

表28 逮捕・不逮捕別人員構成比の推移

区 分	平成 26年	27年	28年	29年	30年	令和 元年
総 数	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0
逮捕された者	36.3	37.8	38.7	38.7	38.8	38.5
逮捕されなかった者	63.7	62.2	61.3	61.3	61.2	61.5

令和元年において既済となった被疑事件の逮捕・不逮捕別人員及び総数に対する割合を少年・成人別（年齢は、処理時年齢であり、年齢不詳者を除く。）に見ると、逮捕された少年は6,553人（22.9%）、同成人は104,831人（43.1%）であり、前年に比べると、少年は12.6%（942人）、成人は4.3%（4,657人）減少している。

また、男女別（性別不詳者を除く。）に見ると、逮捕された男性は97,665人（42.1%）、同女性は12,776人（31.9%）であり、前年に比べると、男性は5.9%（6,160人）、女性は3.1%（413人）減少している。

令和元年において逮捕された者を逮捕の区分別に見る（表29）と、検察庁逮捕が205人（0.2%）、警察から身柄送致が103,059人（92.5%）、警察で身柄釈放が8,138人（7.3%）であり、前年に比べると、検察庁逮捕が19.2%（33人）増加し、警察から身柄送致が5.2%（5,650人）減少している。なお、警察で身柄釈放はほぼ横ばい0.0%（3人増）である。

表29 逮捕された人員

区 分	人 員	構成比(%)	対前年比(%)
総 数	111,402	100.0	-4.8
検 察 庁 逮 捕	205	0.2	19.2
警 察 から 身 柄 送 致	103,059	92.5	-5.2
警 察 で 身 柄 釈 放	8,138	7.3	0.0

また、令和元年において逮捕された者について、既済事由別にその人員及び構成比を見ると、起訴は60,454人（54.3%）、不起訴は44,831人（40.2%）、中止は47人（0.1%）、家庭裁判所送致は6,070人（5.4%）であり、前年に比べると、起訴は3.5%（2,209人）、不起訴は5.1%（2,415人）減少している。

(2) 勾留（統計表第41, 42, 44表関係）

令和元年において既済となった被疑事件の人員のうち、勾留請求した者は95,278人で、検察庁逮捕及び警察から身柄送致された者の92.3%を占める。このうち、勾留状が発せられた者は90,359人で、勾留請求した者の94.8%を占めている。

また、勾留された者（※）は90,377人で、前年に比べると5.0%（4,721人）減少している。

（※）少年法第45条第4号又は第45条の2の規定により、同法第17条第1項第2号の観護の措置が勾留とみなされる場合を含む。以下同じ。

令和元年において勾留された者について、勾留後の措置別に見る（表30）と、勾留中公判請求は41,607人（46.0%）、勾留中略式命令請求は7,065人（7.8%）、勾留中家裁送致は3,945人（4.4%）、釈放は37,753人（41.8%）であり、前年に比べると、勾留中公判請求は4.2%（1,806人）、勾留中略式命令請求は6.5%（488人）、勾留中家裁送致は10.8%（480人）、釈放は4.9%（1,944人）とそれぞれ減少している。

表30 勾留後の措置別人員

区 分	人 員	構成比 (%)	対前年比 (%)
総 数	90,377	100.0	-5.0
勾 留 中 公 判 請 求	41,607	46.0	-4.2
勾 留 中 略 式 命 令 請 求	7,065	7.8	-6.5
勾 留 中 家 裁 送 致	3,945	4.4	-10.8
積 放	37,753	41.8	-4.9
そ の 他	7	0.0	-30.0

また、釈放された者について、その人員及び構成比を既済事由別に見ると、起訴（勾留中求令状による起訴を含む。）は5,148人（13.6%）、不起訴は31,736人（84.1%）、中止は30人（0.0%）、家庭裁判所送致は839人（2.2%）である。

令和元年において勾留された者について、その人員及び構成比を既済事由別に見る（表31）と、起訴は53,831人（59.6%）、不起訴は31,824人（35.2%）、中止は30人（0.0%）、家庭裁判所送致は4,696人（5.2%）であり、前年に比べると、起訴は4.4%（2,450人）、不起訴は4.6%（1,549人）減少している。

表31 勾留被疑者の既済事由別人員

既 済 事 由	人 員	構成比 (%)	対前年比 (%)
総 数	90,377	100.0	-5.0
起 訴	53,831	59.6	-4.4
不 起 訴	31,824	35.2	-4.6
起 訴 猶 予	22,225	24.6	-5.6
嫌 疑 不 十 分	8,544	9.5	-2.0
そ の 他	1,055	1.2	-4.8
中 止	30	0.0	-38.8
家 裁 送 致	4,696	5.2	-13.0

令和元年において勾留された者について、勾留期間別にその人員及び構成比を見ると、勾留期間が、5日以内は1,391人（1.5%）、10日以内は30,781人（34.1%）、15日以内は4,725人（5.2%）、20日以内は53,402人（59.1%）、25日以内は5人（0.0%）、25日を超えるは73人（0.1%）である。

なお、令和元年において勾留期間の延長を請求した者は58,434人である。そのうち、勾留期間の延長を許可された者は58,210人で、延長を請求した者の99.6%を占める。また、勾留期間の延長を許可された者のうち、起訴は35,835人で、延長が許可された者の61.6%を占める。

7 被疑者の前科関係

(1) 初犯者、前科者の人員（統計表第47、48表関係）

令和元年において起訴又は起訴猶予にした被疑者（※）について、初犯者・前科者別に人員を見る（表32）と、初犯者は138,632人で全体の64.1%を占めている。

また、同被疑者中に占める前科者の割合を罪種別に前年と比べると、刑法犯は37.7%で0.5ポイント、特別法犯は32.6%で1.4ポイント低下している。

（※）前科不詳者、法人、自動車による過失致死傷等及び道路交通法等違反を除く。以下同じ。

表32 被疑者の初犯者・前科者別人員

区 分	総 数	初 犯 者	前 科 者
総 数	216,426	138,632	77,794
男	184,711	113,425	71,286
女	31,715	25,207	6,508
刑 法 犯	140,967	87,778	53,189
男	118,531	70,200	48,331
女	22,436	17,578	4,858
特 別 法 犯	75,459	50,854	24,605
男	66,180	43,225	22,955
女	9,279	7,629	1,650

刑法犯で起訴又は起訴猶予にした被疑者について、平成26年以降の初犯者と前科者の構成比の推移を見ると表33のとおりである。

表33 刑法犯の初犯者・前科者別構成比の推移

区 分	平成 26年	27年	28年	29年	30年	令和 元年
総 数	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0
初 犯 者	59.8	60.2	60.3	61.4	61.8	62.3
前 科 者	40.2	39.8	39.7	38.6	38.2	37.7

令和元年において刑法犯で起訴又は起訴猶予にした被疑者について、初犯者と前科者の構成比を主な罪名別に見る（表34）と、構成比が高い罪名から順に、初犯者は収賄・贈賄（85.1%）、強制わいせつ・強制性交等（75.5%）、殺人（69.0%）、前科者は暴力行為等処罰に関する法律（50.8%）、公務執行妨害（49.0%）、恐喝（48.4%）などである。

また、前年に比べると、初犯者は強盗14.9%（71人）、強制わいせつ・強制性交等4.2%（100人）が、前科者は殺人19.4%（18人）、公務執行妨害8.3%（66人）などがそれぞれ増加している。

表34 刑法犯の主な罪名別初犯者及び前科者の構成比

罪 名	初 犯 者	前 科 者
公 務 執 行 妨 害	51.0	49.0
放 火	63.1	36.9
住 居 侵 入	61.6	38.4
文 書 偽 造	66.1	33.9
強 制 わ い せ つ ・ 強 制 性 交 等	75.5	24.5
賭 博 ・ 富 く じ	63.2	36.8
収 賄 ・ 贈 賄	85.1	14.9
殺 人	69.0	31.0
傷 害	62.9	37.1
脅 迫	54.4	45.6
窃 盗	53.0	47.0
強 盗	67.6	32.4
詐 欺	60.4	39.6
恐 喝	51.6	48.4
横 領 ・ 背 任	67.4	32.6
盗 品 等 関 係	56.1	43.9
毀 棄 ・ 隠 匿	57.0	43.0
暴 力 行 為 等 処 罰 に 関 す る 法 律	49.2	50.8

注）「文書偽造」には刑法第2編第17章に規定する全部の罪を、「殺人」には同第26章に規定する全部の罪を、「強盗」には強盗致死傷及び強盗・強制性交等をそれぞれ含む。

令和元年において特別法犯で起訴又は起訴猶予にした被疑者について、初犯者と前科者の構成比を主な罪名別に見ると、初犯者の割合の高い罪名は、麻薬及び向精神薬取締法（71.8%）、風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（68.6%）、銃砲刀剣類所持等取締法（67.4%）など、前科者の割合の高い罪名は、覚せい剤取締法（75.3%）、売春防止法（35.1%）、銃砲刀剣類所持等取締法（32.6%）などである。

(2) 初犯者、前科者別公訴提起（公判請求及び略式命令請求）率（統計表第49、50表関係）

令和元年において公訴提起又は起訴猶予にした被疑者について、初犯者及び前科者の公訴提起率を罪種別に見ると、初犯者では刑法犯は41.2%（前年38.8%）、特別法犯は48.7%（同49.9%）であり、前科者では刑法犯は60.0%（同58.7%）、特別法犯は67.8%（同69.7%）である。

刑法犯の主な罪名別の公訴提起率を見る（表35）と、公訴提起率が高い罪名は、順に、初犯者では、殺人（88.7%）、詐欺（77.1%）、収賄・贈賄（73.0%）、強盗（65.4%）などであり、前科者では、強盗（93.9%）、殺人（91.9%）、収賄・贈賄（90.9%）などである。

表35 刑法犯の主な罪名別初犯者及び前科者の公訴提起率

罪 名	初 犯 者	前 科 者
公務執行妨害	56.9	64.0
放火	76.2	75.9
居住侵入	43.5	58.2
文書偽造	57.4	68.1
強制わいせつ・強制性交等	48.3	68.5
賭博・富くじ	72.8	70.9
収賄・贈賄	73.0	90.9
殺傷	88.7	91.9
脅迫	35.5	44.8
脅迫	48.0	56.0
窃盗	50.1	65.0
強盗	65.4	93.9
詐欺	77.1	72.0
恐喝	49.6	53.5
横領・背任	19.8	32.8
盗品等関係	46.5	40.6
毀棄・隠匿	50.7	65.1
暴力行為等処罰に関する法律	37.0	52.7

(注) 1 「文書偽造」には刑法第2編第17章に規定する全部の罪を、「殺人」には同第26章に規定する全部の罪を、「強盗」には強盗致死傷及び強盗・強制性交等をそれぞれ含む。
2 公訴提起率は以下により算出した。

$$\frac{\text{公訴提起人員数}}{\text{公訴提起人員数} + \text{起訴猶予人員数}} \times 100$$

また、特別法犯の主な罪名別の公訴提起率について、初犯者と前科者の構成比を主な罪名別に見ると、初犯者の割合の高い罪名は、覚せい剤取締法(91.9%)、麻薬及び向精神薬取締法(83.4%)、風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律(69.6%)など、前科者の割合の高い罪名は、覚せい剤取締法(92.8%)、売春防止法(92.0%)、麻薬及び向精神薬取締法(84.5%)などである。

8 検察官の上訴

(1) 控訴(統計表第59, 60表関係)

令和元年において検察官が控訴した被告事件(検察官のみ控訴した被告事件のほか、検察官と検察官以外の者などが控訴した被告事件を含む。以下同じ。)の人員は114人である。そのうち、検察官のみの控訴に係る人員は97人で、検察官が控訴した被告事件の85.1%を占めている。

検察官が控訴した被告事件について、令和元年において既済となった人員を既済事由別の構成比を見る(表36)と、破棄自判の構成比が45.2%と最も高く、次いで控訴棄却が33.3%を占めている。

表36 控訴事件の既済事由別人員

既 済 事 由	人 員	構成比 (%)
総 数	93	100.0
破 棄 自 判	42	45.2
破棄差戻し・破棄移送	6	6.5
控 訴 棄 却	31	33.3
控 訴 取 下 げ	-	-
そ の 他	14	15.1

検察官が控訴し、既済となった被告事件のうち、原判決が無罪の26人について既済事由別に見ると、破棄自判により新たに有罪とした人員は10人(38.5%)、破棄差戻し・破棄移送は1人(3.8%)、控訴棄却は15人(57.7%)である。

また、原判決が有罪の51人について、破棄自判により原判決より刑を重くした人員は6人(11.8%)、刑が同じ人員は12人(23.5%)、公訴棄却は4人(7.8%)、破棄差戻し・破棄移送は5人(9.8%)、控訴棄却は12人(23.5%)、その他は12人(23.5%)である。

(2) 上告(統計表第59, 61表関係)

令和元年において検察官が上告した被告事件(検察官のみが上告した被告事件のほか、検察官と検察官以外の者などが上告した被告事件を含む。以下同じ。)の人員は5人である。また、検察官が上告した被告事件で、令和元年において既済となった人員は5人である。

9 確定裁判と刑の執行猶予

(1) 確定裁判（統計表第63表関係）

令和元年において確定裁判を受けた人員は245,537人で、前年に比べると11.0%（30,364人）減少している。

刑の種類及び裁判結果別に前年と比較する（表37）と、有罪については、死刑（150%、3人）、拘留（200%、2人）は増加し、懲役（3.2%、1,530人）、禁錮（2.6%、83人）、罰金（12.8%、28,437人）、科料（15.2%、278人）、無罪（22.0%、27人）、公訴棄却（4.9%、15人）は減少している。

表37 確定裁判を受けた人員

刑の種類等	人 員	構成比 (%)	対前年比 (%)
総 数	245,537	100.0	-11.0
死 刑	5	0.0	150.0
懲 役	46,102	18.8	-3.2
禁 錮	3,076	1.3	-2.6
罰 金	194,404	79.2	-12.8
拘 留	3	0.0	200.0
科 料	1,556	0.6	-15.2
無 罪	96	0.0	-22.0
公 訴 棄 却	292	0.1	-4.9
そ の 他	3	0.0	50.0

懲役、禁錮及び罰金の確定裁判を受けた人員について、平成26年以降の推移を刑の種類別に見る（表38）と、懲役、禁錮及び罰金のいずれもおおむね減少傾向にある。

表38 懲役・禁錮・罰金の確定裁判を受けた人員の比率の推移

刑 の 種 類	平成 26年	27年	28年	29年	30年	令和 元年
懲 役	100	102	99	94	91	88
禁 錮	100	101	102	98	101	98
罰 金	100	98	94	88	80	70

（注）平成26年を100とする指数である。

懲役及び禁錮の確定裁判を受けた人員について、平成26年以降の実刑と執行猶予の構成比の推移を見る（表39）と、懲役の実刑については、全体として減少傾向にある。また、禁錮の実刑では平成29年は増加に転じたものの、全体として減少傾向にある。

表39 自由刑における実刑・執行猶予の構成比の推移

区 分		平成 26年	27年	28年	29年	30年	令和 元年
懲 役	計	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0
	実 刑	42.7	41.2	38.9	37.4	36.2	36.0
	一部猶予	-	-	1.6	3.1	3.3	3.1
	全部猶予	57.3	58.8	59.5	59.5	60.5	60.8
禁 錮	計	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0
	実 刑	2.3	2.3	1.8	2.2	1.9	1.8
	一部猶予	-	-	0.0	0.0	0.0	0.0
	全部猶予	97.7	97.7	98.2	97.8	98.1	98.2

令和元年において懲役及び禁錮の実刑の確定裁判を受けた人員について、刑期別にその人員を見る（表40）と、前年と比較して、懲役では、1年以下が2.4%、3年以下が6.1%、15年以下が12.7%、20年以下が17.1%、20年を超えるが12.5%、無期が36.0%それぞれ減少し、5年以下が1.5%、10年以下が10.5%増加している。また、禁錮では1年以下は増減がなく、3年以下が4.7%、3年を超えるが50%それぞれ減少した。

表40 懲役及び禁錮の刑期別人員

区 分	人 員	構成比 (%)
計	16,606	100.0
懲 役		
1 年 以 下	4,448	26.8
3 年 以 下	9,039	54.4
5 年 以 下	2,137	12.9
10 年 以 下	787	4.7
15 年 以 下	124	0.7
20 年 以 下	34	0.2
20 年を超える	21	0.1
無 期	16	0.1
禁 錮		
計	55	100.0
1 年 以 下	11	20.0
3 年 以 下	41	74.5
3 年を超える	3	5.5
無 期	-	-

(注) 刑の執行猶予を除く。

(2) 刑の執行猶予 (統計表第68, 69, 70, 71, 72, 73, 74, 75表関係)

令和元年において刑の全部の執行猶予の言渡しを受けた人員は31,068人で、前年に比べると2.7% (869人) 減少している。また、刑の一部の執行猶予の言渡しを受けた人員は、懲役が1,452人で前年と比べると7.3% (115人) 減少し、禁錮は計上がなかった。

自由刑について、刑の種類別に刑の全部の執行猶予の言渡しを受けた人員及び構成比を見ると、懲役が28,044人 (90.3%)、禁錮が3,021人 (9.7%) であり、前年と比べると、懲役が2.7% (787人)、禁錮が2.5% (78人) それぞれ減少している。

また、執行猶予期間別に人員及び構成比を見る (表41, 表42) と、刑の全部の執行猶予の言渡しを受けた人員は、執行猶予期間が3年以上の構成比が70.4%と最も高く、次いで4年以上が18.8%を占めているのに対し、刑の一部の執行猶予の言渡しを受けた人員は、執行猶予期間が2年以上の構成比が88.5%と最も高く、次いで3年以上が2.5%を占めている。

表41 刑の全部の執行猶予言渡し期間別人員

執行猶予期間	人 員	構成比 (%)
計	31,068	100.0
1 年 以 上	8	0.0
2 年 以 上	1,061	3.4
3 年 以 上	21,872	70.4
4 年 以 上	5,844	18.8
5 年	2,283	7.3

表42 刑の一部の執行猶予言渡し期間別人員

執行猶予期間	人 員	構成比 (%)
計	1,452	100.0
1 年 以 上	34	2.3
2 年 以 上	1,285	88.5
3 年 以 上	131	9.0
4 年 以 上	2	0.1
5 年	0	0.0

令和元年において刑の全部の執行猶予の言渡しが取り消された者は3,695人 (取り消された刑の種類は、懲役3,675人、禁錮20人) で、前年に比べると262人 (6.6%) 減少している。

刑の全部の執行猶予の言渡しが取り消された者のうち、執行猶予期間中に罰金又は禁錮以上の実刑に処せられたことにより取り消された者は3,493人で、刑の全部の執行猶予の言渡しが取り消された者の94.5%を占めている。このうち、保護観察又は補導処分の期間中 (仮解除の期間は除く。) であった者は543人で、罰金又は禁錮以上の実刑に処せられたことにより取り消された者の15.5%を占めている。

また、刑の一部の執行猶予の言渡しが取り消された者は250人で、そのうち、232人が覚せい剤取締法による刑の一部の執行猶予によるものであった。